

データ移行業務委託仕様書

1. 件名

データ移行業務委託

2. 契約期間

契約締結日～2019年12月31日

3. 履行場所

習志野市役所市庁舎の、本市の指定する場所

4. 依頼課名

生活相談課

5. 支払条件

完了払い

6. 概要

習志野市(以下「本市」という。)生活相談課が運用している、習志野市生活保護・中国残留邦人等支援事務処理システムの再構築作業に伴い、旧システムから抽出されたデータを新システムに移行するための、プログラム設計、プログラム作成、データ移行作業等を委託するものである。

7. 作業内容

(1)対象データ及び形式等

生活保護関連業務におけるデータについて、CSV形式等により、ファイル一覧表と共に提供する。

(2)データ移行プログラム作成等

データ移行に必要なプログラム作成等

(3)システムテスト

結合テスト、運用テスト

(4)データ移行リハーサル

回数、日程の詳細については、別途本市と協議のうえ決定することとする。

(5)打ち合わせ等の実施

データ移行業務を円滑に実施するため、本市及び関係者との打ち合わせに参加すること。なお、打ち合わせについては3回実施することとする。

(6) データ移行

詳細については、本市と協議のうえ決定することとする。

8. データ等の保護

本業務の遂行にあたり、習志野市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい防止等適正な管理のために必要な万全の措置を講じるほか、別添の個人情報取扱特記事項を遵守し、必要な措置を講ずること。

9. その他

本業務を進めるにあたっての管理体制について万全の措置を講ずるとともに、以下の条件により委託業務を行うものとする。

- (1) 本業務の実施にあたっては、住民情報オンラインシステム及び生活保護システムの大規模・複雑性及びその社会的重要性を理解し、安全性・信頼性の確保に十分留意すること。
- (2) 契約締結後、速やかに業務責任者及び連絡担当者の氏名、役職名、連絡方法等について文書により本市に届出ること。
- (3) 契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れにあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うこと。
- (4) 本業務の履行にあたり、本市の建物内で作業を行う場合は、当該建物管理規則等を遵守するほか、本市の指示に従うこと。
- (5) 本業務の履行にあたり、第三者の協力を得る必要がある場合は本市の了解を得ること。
- (6) その他仕様書に定めのない事項及び不明な点は、本市の指示によること。